

令和 8、9 年度埼玉県地震被害想定調査業務委託

公募型プロポーザル実施要綱

1 目的

この要綱は、令和 8、9 年度埼玉県地震被害想定調査業務委託の実施に関し、調査の趣旨に最もふさわしい専門能力を有する者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和 8、9 年度埼玉県地震被害想定調査業務委託
- (2) 委託箇所 埼玉県全域
- (3) 業務内容 地震被害想定調査
- (4) 履行期限 令和 10 年 3 月 17 日 (2 カ年業務)
- (5) 委託料 上限額 180,284,000 円

※本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

3 応募資格

技術提案書の提出者は、次に掲げる条件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定するものではないこと。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 埼玉県競争入札参加資格者名簿の建設コンサルタント業務に登録されている者であること。
- (4) 技術提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本要綱の公開以後に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がないこと。
- (6) 過去 10 年以内に、国または都道府県において完了した地震被害想定調査業務の実績を 1 件以上有していること。
- (7) 令和 8、9 年度埼玉県地震被害想定調査業務委託仕様書に規定する技術者を配置できること。
- (8) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

4 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本手続きに関する資格を失うことがある。

- (1) 技術提案書の提出日、提出方法等が本要綱に適合しないとき。
- (2) 技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (3) 技術提案書に記載すべき事項以外の事項が記載されていたとき。
- (4) 技術提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) このプロポーザルに参加する者及び関係者が、業務委託候補者の選定が終了するまでの間、本要綱8(1)に規定する選定委員会委員に対する公正な審査を妨げる行為をしたとき。

5 プロポーザル募集から受託者決定までのスケジュール

募集から業務受託者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

- 令和8年5月22日(金)・・・・・・・・・・実施要綱公開(ホームページ)
- 5月28日(木)まで・・・・・・・・・・質問受付期間
- 6月3日(水)まで・・・・・・・・・・質問回答期限
- 5月22日(金)から6月5日(金)まで・・・・プロポーザル参加者募集期間
- 6月18日(木)まで・・・・・・・・・・技術提案書受付期間
- 7月2日(木)～7月7日(火)の平日・・・・審査(プレゼンテーション)
- 7月10日(金)・・・・・・・・・・契約優先交渉権者決定(見込)
- 7月下旬・・・・・・・・・・委託契約(見込)

6 手続き等

(1) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

(ア) 質問方法：下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

(イ) 電子メールアドレス：a3115-06@pref.saitama.lg.jp

(ウ) 電子メールの件名：令和8・9年度埼玉県地震被害想定調査業務委託プロポーザル質問書(法人名)

(エ) 質問受付期間：令和8年5月22日(金)から5月28日(木)17時まで(必着)

イ 質問への回答

質問事項への回答は令和8年6月3日(水)までに、県ホームページに掲載する。

参加者は質問の提出の有無にかかわらず、質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、プロポーザルに参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての参加者に適用する。

また、参加者から質問がない場合でも「質問への回答」に委託者から参加者へお知

らせを掲示することがある。

(2) プロポーザル参加申請

本プロポーザルに参加を希望する法人は、以下に基づき、参加申請書を提出する。

ア 提出期間

令和8年5月22日（金）から6月5日（金）17時まで（必着）

イ 提出書類

公募型プロポーザル参加申請書 ※電子データ（PDF形式）

ウ 提出方法

電子メール（送信後、到着確認の電話を必ず入れること。）

電子メールアドレス：a3115-06@pref.saitama.lg.jp

電子メールの件名：令和8・9年度埼玉県地震被害想定調査業務委託プロポーザル参加申請（法人名）

電話連絡先：埼玉県危機管理防災部危機管理課 普及啓発担当（048-830-8148）

(3) 技術提案書等の提出

技術提案書の提出は以下に基づき行うものとする。

ア 提出期間

令和8年6月8日（月）から6月18日（木）17時まで（必着）

イ 提出書類

「7 技術提案書の内容」参照。

ウ 提出方法

電子メール（電子データはPDF形式で送信すること。送信後、到着確認の電話を必ず入れること。）

電子メールアドレス：a3115-06@pref.saitama.lg.jp

電子メールの件名：令和8・9年度埼玉県地震被害想定調査業務委託プロポーザル技術提案書（法人名）

*容量が10MBを超える場合は、事前に連絡すること

7 技術提案書の内容

(1) 技術提案書

様式1号、様式1号の2～様式1号の6

(2) 技術提案書の体裁

A4版縦置き（横書き）

文字サイズは10ポイント以上とし、ページ番号を付すこと。

技術提案内容は8ページ以内で作成する。

その他特記事項は4ページ以内で作成する。

(3) 技術提案書の評価内容

別表1のとおり

(4) その他

見積書及び積算内訳書（様式自由）

8 業務委託事業者の審査・選定

(1) 審査・選定方法

委託者が設置する「埼玉県地震被害想定調査業務委託事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、提出された技術提案書に基づくプレゼンテーション（質疑応答含む）による審査を行い、最も優れた提案者を契約優先交渉権者として決定する。

ただし、やむを得ない理由によりプレゼンテーションが実施できない場合は、技術提案書及びプレゼンテーション映像による審査を行い、最も優れた提案者を契約優先交渉権者として決定する。審査の実施及び審査結果は文書で通知する。プレゼンテーション映像による審査とする場合、映像の提出方法等についても文書で通知する。

なお、技術提案書等を提出した者が1者の場合でも、審査を実施し、委託先として適当であると認めた場合に、その者を契約優先交渉権者として決定する。

また、応募者の総数が3者を超える場合、事務局（危機管理課）による事前審査を実施し、選考委員会のプレゼンテーションの対象となる応募者を3者選定する。

(2) 選定委員会による審査

ア 日時

日 程：令和8年7月2日（木）、7月3日（金）、7月6日（月）、7月7日（火）のいずれか1日

場 所：埼玉県危機管理防災センター内

※開催日は決定次第県ホームページにて通知する。

開催時間、会場等の詳細は参加者に個別に連絡する。

イ 審査時間

1 技術提案書あたり40分とする。（説明時間25分、質疑15分）

ウ 説明者

本業務に従事予定の技術管理者及び担当技術者1名を含む3名以内とする。ただし、当該技術管理者等が、受注中業務の検査受験など特別な理由で出席できない場合は、書面にて申し出ること。

エ 留意事項

プレゼンテーションにおいては、県が指定するモニター（HDMI接続ができるもの）に資料を投影することとし、その場での紙資料の配布は認めない。

プレゼンテーションは、本実施要綱「6(3)」で提出した技術提案書に沿って行うこと。

(3) 評価基準

評価基準は別表2のとおり。

(4) 選定委員会の審査結果

選定委員会は、上記の審査により、各委員の評価で最も多く1位を獲得した者を契約優先交渉権者とする。獲得した1位の数が同数の団体が複数ある場合には、各委員が算出した得点の合計が最も高い者を契約優先交渉権者とする。1位獲得数及び得点がどちらも同数の業者が複数ある場合は、見積金額が最も低い提案者を契約優先交渉権者とする。

(6) 異議申し立て

審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

9 業務委託事業者の選定結果

(1) 選定結果の公表

業務委託事業者の選定結果は、県ホームページで公表する。

(2) 選定された者への通知

業務委託事業者として選定された者に対しては、選定された旨を書面により通知する。

(3) 選定されなかった者への通知

業務委託事業者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知する。

10 審査結果の公表

本件の審査結果として、原則として次の事項を公表する。

- ・ 実施部局名、課所名、契約件名及び選定方法
- ・ 参加申請した全事業者名（ただし、契約先候補者以外は仮称）
- ・ 審査基準に係る審査項目
- ・ 全事業者の得点又は契約先候補者の選定順位に係る評価数値
- ・ その他発注機関が必要と認める事項

11 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

言語 日本語

通貨 日本円

(2) 提出書類の返却

提出された技術提案書は、返却しない。

(3) 提出書類作成にかかる費用

プロポーザルに係る書類の作成及び提出に係る費用並びにプレゼンテーション審査の参加費用は、すべて参加者の負担とする。

(4) 技術者等の配置変更

技術提案書に記載した技術管理者、照査技術者及びその他の担当者の配置は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。

(5) 知的所有権

提出された技術提案書等の知的所有権は、提出した者に所属するが、埼玉県は、選定作業等において必要な範囲において複製を作成することがある。なお、提出された書類は、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。

(6) 参加申請の無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。

イ 本実施要綱「3 資格要件」に照らし、参加資格がないと認められるもの。

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。

エ 指定する提出期限を超えて提出したもの。

オ 本要綱に定める提出書類の種類が欠けるもの。

カ 参加申請書に申請者の記名がないもの。

キ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。

ク 見積金額を訂正したもの。

ケ 見積書と積算内訳の金額が合致しないもの。

(7) 契約優先交渉権者との協議

契約優先交渉権者との協議が整わなかった場合は、8による審査で次点となった技術提案を行った応募者と協議をする。

(8) 公募型プロポーザルの停止、中止及び取り消し

緊急等やむを得ない理由により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該公募型プロポーザルに要した費用を県に請求することはできない。

(9) その他の留意事項

ア 提出された参加申請に係る全ての書類については返却しない。また、技術提案書による提案内容は県に帰属する。

イ 「6(2) プロポーザル参加申請」及び「6(3) 技術提案書等の提出」に示す提出書類は原則、押印不要とする。ただし、提出後、担当者に連絡するなどにより、提出書類の真正性の確認を行うことがある。

ウ 提出された技術提案書等に記載された個人情報については、本業務の審査・選定目的のみで使用する。

エ 業務委託事業者との契約は、埼玉県標準委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して公募に参加すること。

12 窓口・問い合わせ先

埼玉県危機管理防災部危機管理課 普及啓発担当

電 話：048-830-8148

Eメール：a3115-06@pref.saitama.lg.jp